

不育症検査費用助成事業に係るQ&A [医療機関・申請希望者]

○助成事業の制度に関するQ&A

No.	分類	Q	A
1	制度	申請にあたって不明な点を教えてほしい。	お住いの市町村を所管する保健福祉事務所にお問合せください。
2	制度	提出期限はいつか。	原則として、助成の対象となる検査が終了した日の属する年度内です。年度の末日が閉庁日の場合、その前の閉庁日までに申請いただく必要があります。ただし、年度末に検査を終え、様式第2号(受検証明書)の作成が間に合わない場合は、様式第2号(受検証明書)を除く必要書類を当該年度中に取得し、保健福祉事務所に氏名、連絡先、申請が期限までに行えない旨をお伝えください。連絡なく申請が翌年度になった場合、助成を決定することができない可能性もありますので、御承知おきください。
3	制度	助成の対象者について教えてほしい。	助成の申請時に長野県内(中核市を除く)に住所を有する者です。助成にあたっては2回以上の流産の既往があり、助成の対象となる検査を受検している必要があります。中核市についてはお住いの市で申請をしてください。なお、申請書様式も県とは異なりますので、御留意ください。
4	制度	助成の対象となる検査にはどのようなものがあるか。	流産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査が助成の対象です。令和8年3月時点では、下記の検査が対象です。(最新の情報は厚生労働省のホームページにて御確認ください。) ・流産産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流産産絨毛・胎児組織染色体検査) ・抗ネオセルフβ <sub>2</sub> グリアプロテイン複合体抗体検査
5	制度	先進医療実施可能医療機関はどこか。	厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関一覧」で御確認ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kikan02.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kikan02.html</a> ) 上記に記載がある場合、県外の医療機関で実施された場合も助成の対象です。更新は毎月15日頃行われ、承認から掲載までにタイムラグがあるため、最新の情報は各医療機関または関東信越厚生局長野事務所にお問合せください。承認前に先進医療が実施された場合、助成の対象にはなりません。
6	制度	助成の回数制限はあるか。	ありません。
7	制度	助成を受けられる年齢の上限はあるか。	ありません。
8	制度	婚姻関係についての要件はあるか。	ありません。
9	制度	先進医療として行われる不育症検査の結果、治療が必要と診断されたが、治療費は助成の対象か。	不育症検査費用助成事業では、治療費は助成の対象外です。治療費については不育症治療支援事業で対象となる場合がありますので、御確認ください。
10	制度	不育症治療支援事業と不育症検査費用助成事業、両方の事業の申請ができるか。	治療(検査)期間に重複がない場合、2事業両方とも申請いただくことができます。不育症検査費用助成事業対象の検査は不育症治療支援事業を活用いただくことはできません。
11	制度	不妊治療中に先進医療として行われる不育症検査を行った場合、助成の対象となるか。	先進医療として行われる不育症検査と実施期間が重複している不妊治療について、当県の不妊治療(先進医療)費用助成事業や市町村の助成を受けていない場合は、助成の対象です。

No.	分類	Q	A
12	制度	年度内に行った2回目の検査について助成を受けたが、1回目の検査については助成の申請をしていなかった。これから遡って申請できるか。	同一年度内に限り、助成を受けた以前の検査費用についても申請をすることができます。
13	制度	初診料、再診料は助成の対象に含まれるか。	含まれます。
14	制度	助成の要件である2回以上の流産の既往とは、2回以上連続した流産の既往でなくてもよいか。	2回以上連続した流産の既往でなくても構いません。
15	制度	化学流産(生化学的妊娠)の既往が2回以上あるが、不育症の診断に係る検査を受けた場合、助成の対象となるか。	化学流産(生化学的妊娠)は、流産の既往回数に計上されないため、助成の対象外です。
16	制度	初期流産の既往が2回あるが、不育症の診断に係る検査を受けた場合、助成の対象となるか。	助成の対象です。申請前には、様式第2号(受検証明書)の「既往流産回数」の欄に2以上の数字が記入されていることを確認してください。
17	制度	受診等証明書に記載されている領収額の領収書の原本の一部を紛失した場合、どのように対応したらよいか。	持参した領収書の金額分、助成します。その旨を受診等証明書の枠外に記載し、申請者へ説明し了承いただけてください。なお、交付申請書の申請額が変わる場合は、書き直しが必要です。
18	制度	外国籍でも申請できるか。	申請時に長野県内に住所を有する場合は、申請可能です。
19	制度	個人で掛けている保険があるが、助成の申請をできるか。	保険については県で規定を設けていないため、申請可能です。
20	制度	助成金申請後、県外に転出しても助成の対象となるか。	申請日時点において、長野県内(中核市を除く)に住民票上の住所を有している場合、申請後に県外に転出しても助成の対象です。助成の決定通知書を送付しますので、転居先の住所を保健福祉事務所へ御連絡ください。
21	その他	決定通知書を紛失してしまったが、再発行は可能か。	申請を行った保健福祉事務所へお問合せください。

○助成事業の申請書に関するQ&A

No.	分類	Q	A
1	申請書	郵送での申請は可能か。	郵送での申請も可能です。ただし、郵送での申請を希望される場合は、以下について御承知おきください。 ①送料は申請者に御負担いただくこと ②郵送事故等により不着になることがあること ③不着の場合、保健福祉事務所は責任を負わないこと ④配達記録が残る方法(特定記録等)を推奨すること ⑤申請期限内(消印有効)に申請できなかった場合は受理ができないこと ⑥申請前に保健福祉事務所へ御一報いただきたいこと
2	申請書	書類に書き間違いがあった場合、どのように訂正したらよいか。	誤った箇所に二重線を引き訂正印を押し、その付近に正しい内容を記載してください。ただし、交付申請書の申請額に誤りがある場合は、書き直しが必要です。また、修正テープや修正液の使用、二度書き、塗りつぶしによる訂正は認められません。
3	申請書	申請時に「診療明細書」の添付は必要か。	必須書類ではありません。
4	申請書	長野県で実施しているほかの不妊治療、不育症治療等への助成の申請を同時に行う場合、重複する添付書類は1部でよいか。	事業が異なりますので、事業ごと添付してください。

No.	分類	Q	A
5	申請書	住民票上の住所と現在住んでいる居住地の住所が異なるが、申請書にはどちらを記入したらよいか。	本来、住民票上の住所と居住地は一致していると考えておりますが、御事情で異なる場合、住民票上の住所を記入の上、住民票上の住所を所管している保健福祉事務所に申請してください。
6	申請書	検査費用が助成金額上限の60,000円を超えたが、様式第2号（受検証明書）への記載はどのようにしたらよいか。	様式第2号（受検証明書）に記載いただく金額は助成金上限額を超えても問題ございません。 助成金の上限額を超えた場合も検査に要した費用をすべて記載してください。